

浜松市選挙管理委員会規程第2号

財産区議会議員選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月8日

浜松市選挙管理委員会委員長 原 拓也

財産区議会議員選挙事務執行規程の一部を改正する規程

財産区議会議員選挙事務執行規程（平成20年浜松市選挙管理委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第35条 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することのできる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。第4号において同じ。）に対して支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ (略)</p>	<p>(実費弁償及び報酬の額)</p> <p>第35条 法第197条の2第1項及び第2項の規定により、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することのできる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記（法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。以下同じ。）のために使用する者に限る。第4号において同じ。）に対して支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>航空賃 航空旅行について、路程に</u></p>

<p>ウ (略)</p> <p>エ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>12,000円</u></p> <p>オ 弁当料 1食につき<u>1,000円</u>、 1日につき<u>3,000円</u></p> <p>カ 茶菓料 1日につき<u>500円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人 に対し支給することができる実費弁償の 額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1号ア、<u>イ及びウ</u>に掲げる額</p> <p>イ 宿泊料 (食事料を含まない。) 1夜につき<u>10,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給 することができる報酬の額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>10,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定によ り選挙運動のために使用される自動車 又は船舶の上における選挙運動のため に使用する者、専ら手話通訳のため に使用する者及び専ら要約筆記のため に使用する者 1日につき<u>15,000</u> <u>円</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>応じ旅客運賃等により算出した実費額</u></p> <p>エ (略)</p> <p>オ 宿泊料 (食事料2食分を含む。) 1夜につき<u>23,000円</u></p> <p>カ 弁当料 1食につき<u>1,500円</u>、 1日につき<u>4,500円</u></p> <p>キ 茶菓料 1日につき<u>1,000円</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 選挙運動のために使用する労務者1人 に対し支給することができる実費弁償の 額</p> <p>ア 鉄道賃、船賃、<u>航空賃</u>及び車賃 そ れぞれ第1号アからエまでに掲げる額</p> <p>イ 宿泊料 (食事料を含まない。) 1夜につき<u>20,000円</u></p> <p>(4) 選挙運動に従事する者1人に対し支給 することができる報酬の額</p> <p>ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき<u>15,000円</u></p> <p>イ 専ら法第141条第1項の規定によ り選挙運動のために使用される自動車 又は船舶の上における選挙運動のため に使用する者、専ら手話通訳のため に使用する者及び専ら要約筆記のため に使用する者 1日につき<u>20,000</u> <u>円</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の財産区議会議員選挙事務執行規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される浜松市の財産区議会の議員の選挙について適用し、同日の前日までにそ

の期日を告示された浜松市の財産区議会の議員の選挙については、なお従前の例による。

(あらし)

この規程は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令により選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額の基準が引き上げられたことに伴い、所要の整備を行うものです。